

# 消費税 軽減税率 対策 セミナー

～軽減税率についてわかりやすく説明します！～

来年（2019年）10月より消費税率が10%に引き上げられます。

併せて、一部の品目の税率を8%とする「軽減税率制度」が実施されます。

同制度は、軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方など、全ての事業者の方に関係のある制度です。

本セミナーでは、軽減税率制度に関する説明のほか、平成35年（2023年）10月から導入される請求書保存方式（インボイス制度）についても説明します。

- 日時 11月28日（水）  
19:00～20:30  
（質疑応答を含む）

- 場所 越前町商工会 本所

- 講師 毛利 康裕 税理士



## 参加申込書

事業所名	連絡先TEL:
参加者氏名	

【〆切 11月21日(水) FAX 36-1128】

問い合わせ先

越前町商工会

TEL 36-0800